

保護されるべき子どもだった過去から、
子どもが福祉の主役となるまで。

1945年からの歴史をたどる

モハメド・ルスニ、エデュケーター

目次

はじめに

I. 子どもの位置付けの変遷

II. エデュケーターの姿勢の変遷

III. 変化の要因

結論

はじめに

1950年代以降、子どもの地位は変化してきました。

子どもは、「対象」から「主体」へと、さらには福祉の「主役」へと変化しました。

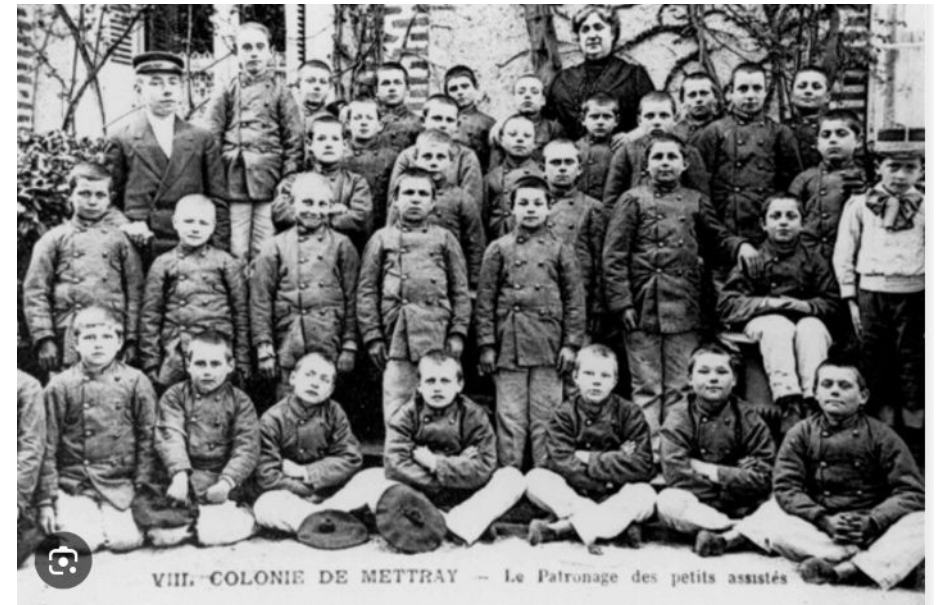
この変化には以下のような要因がありました

- 現場での教育方法の発展
- 人文科学の発展
- 子どもの声を尊重するようになったこと
- 社会の発展

I. 子どもの地位

A. 1945年～1970年：「再教育すべき子ども」

- 1945年の政令は抑圧ではなく**教育的関わりを優先する指針**を示しました。**非行の状況にある子どもは教育の対象**とされました。
- 非行の子どもは家族による教育が不十分であるとみなされ、**施設が「良い教育」を代わりにする**と考えられました。
- 「**再教育**」という言葉が使われ、**規範を身につけることが目的**とされました。
- 大人と子どもの関係は**非対称的**です：決定権を持つ大人と、従う子どもの関係でした。
- 子どもの言葉は**尊重されませんでした**（*infans*：話さない人）。
- 罰や制限（おあずけ）は、**教育ツール**とされていました。
- 親は子どもから**離され、養育能力が不十分とみな**されていました。



I. 子どもの地位

B. 1970-1989 年：「子どもを家族と結び直す」

- 1970年代以降、社会の子どもたちへの視点が変化しました。再教育すべき子どもから、**家族や愛情のある環境を整え理解すべき対象**になりました。
- 1970年の親権法は「父権」を親権に置き換え、家族内のメンバーの役割が変化しました。**親権とは両親が教育と愛情の責任を負う**というものです。
- 家族との絆が重視されるようになりました。**親を子どもから排除するのではなく、家族と協働**することが求められるようになりました。
- 親子分離を最大限避けるため「在宅教育支援」が発展しました。
- **子どもは愛情面と心理面でのニーズがある、成長を支えるべき主体**として認識されるようになりました。
- 子どもの声を聞くことも、不十分ではあってもされるようになりました。
- 関わりは介入的ではなく、**教育的で関係性を土台としたもの**に変化しました。
- 要約すると：子どもは、家族の中で守り、理解すべき対象とされました。

I. 子どもの地位

C. 1989年～2007年：「権利の主体としての子ども」

子どもの権利条約により、子どもは完全な権利主体として認められるようになりました。

- 子どもに関わるすべての決定において、子どもの意見を聞かなければならない。
- 子どもは、保護の対象から主役へとその位置づけが変化しました。
- 「子どもにとっての関心を最優先に **the best interest of the child**」という概念が児童保護の中心になりました。
- **子どもを守ることと家族の絆の維持を両立させる**ことが目指されるようになりました。
- 実践においては、家族と話し合い契約書にお互いサインをして支援をスタートさせることや透明性の向上へと発展しました。
- **多様な解決策を用意し、個々の状況に適した方法を見つける**ことを重視するという方針のもと、**親子分離は数ある選択肢の最終手段**となりました。
- 要約すると：子どもは権利の主体であり、自身に関わる決定に参加する。

I. 子どもの地位

D. 2007年から現在：「福祉の主角となる子ども」

より子どもに合った、革新的な対応：

- 支援方法の多様化（在宅教育支援、自宅措置、親子分離、第三者委託、自宅と里親を行き来するなど柔軟な支援体制等）
- 個別化した、状況に応じて柔軟に変化させる解決策（方法を柔軟に変更できる）
- 継続性と一貫性を重視

実践を保障する法的枠組み：

- [2007年3月5日の児童保護改革法](#)
- [2016年3月14日付け児童保護法](#)
- [2022年2月7日付け児童保護法](#)

中心となる指針の策定：子どもにとって必要なこと

- 精神的・身体的な安全の確保
- 人間関係と成長過程の安定性の保障
- 包括的な成長（健康、学習、社会化）
- 子どもの発言と子どもにとっての関心を最優先にすることの尊重

II. エducatorの姿勢の変遷

A. 権威的な姿勢（1945年～1970年）

支配的な姿勢:

- 強い権威、高みからの立場（べき）
- 子どもの発言の余地はほとんどない

教育実践:

- 厳格な指導（規則、時間割、日課）
- 「良い習慣」の習得を目指す

用いられる手段:

- 罰、制限、制裁
- 集団での指導（寄宿舎、グループ）

教育関係:

- 非対称的（支配的な大人 / 従順な子ども）
- 感情的に相手と距離をとる（愛着を抱かない）
- 要約：規範への適応を求めることを中心とした実践。

II. エducateーターの姿勢の変遷

B. 第三者としての仲介者という姿勢（1970-1990）

変化する姿勢：

- 垂直的な権威の減少、関係性の重視
- エducateーターは家族や親と協働して取り組む
- 親の補完（代替ではない）という考え方

教育実践：

- 在宅教育支援の構築
- 家族の関係性の構築と親をすることへの支援

活用するツール：

- 傾聴、対話、仲介
- 家族間の相互作用の観察
- 日常生活における伴走

より親密で個別化した教育的な関係

- 家族の背景や歴史、子どもの言葉の尊重

II. エデュケーターの姿勢の変遷

C. 傾聴と伴走の姿勢（1990-2007）

姿勢：

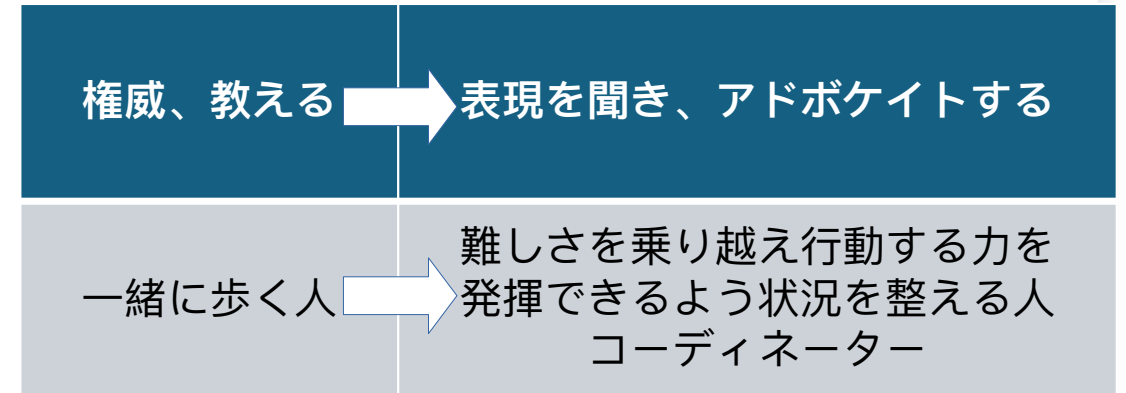
- 傾聴と理解
- 相手に合った姿勢で接するよう調整
- 親の代わりにならず、一緒に歩く

実践：

- 個別対応
- 家族と共に支援を構築する
- 絆と成長を支える取り組み

関係性：

- より親密で包み込むような関係
- 協力関係の構築を常に求める
- 子どもの言葉が徐々に尊重されるようになる



II. エducate-erの姿勢の変遷

D. ファシリテーターとしての姿勢（2007年～現在）

姿勢：

- 「代わり」ではなく「一緒にする」
- 子どもの参加を促す
- 頼れる人・リソースとしての立場

実践：

- 子どもとその家族と共に構築する
- 子どもにとって必要なことの尊重（基本的なニーズ）
- 子どもを取り巻く環境の動員（家族、ネットワーク、関係機関）

関係：

- 子どもが主役である
- 一人ひとりの立場を尊重する（子ども / 保護者 / 周囲の人々）
- 協力の精神

III. 変化の要因

A. 人文科学の発展

複数の学問分野からの知見の蓄積により、子どもに対する見方は発展している

発達心理学:

- 子どもは段階を経て成長する → 発達段階におけるニーズを考慮する

愛着理論:

- ジョン・ボウルビー: 安心感をもたらす愛着関係の重要性

システム理論:

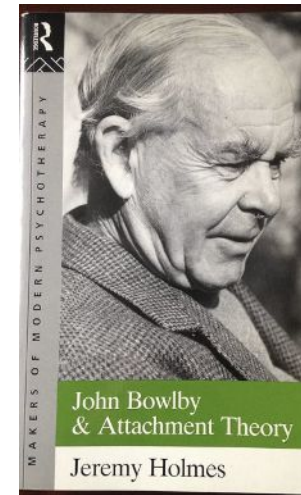
- グレゴリー・ベイトソン: 子どもは家族というシステムの中に位置づけられる → 家族と共に取り組む

精神分析:

- フランソワーズ・ドルト: 子どもは主体であり、言葉を持つ存在

子どもの権利:

- 「子どもの権利条約」



III. 変化の要因

B. 福祉のアクターたち

多様な関係者の取り組みによってもたらされた変化

専門職:

- 集团的としての取り組み (例: 100 人会議)
- 実践の変革と子どもにとって必要なことについての警鐘

現場での革新:

- 新たな実践 (日中受け入れ機関、家と里親を行き来する段階的支援、強化在宅教育支援、第三者委託、柔軟な支援体制など)

研究と観察:

- 国立児童保護観察機関: 知見の創出、ニーズの客観的整理、公共政策への提言



Droits des enfants

Analyser la société à travers le prisme des droits de l'enfant

Le blog de Jean-Pierre Rosenczveig
président du Tribunal pour Enfants
de Bobigny

12 AVRIL 2026

La protection de l'enfance en débat
2 -L'Etat défaillant 916



La protection de l'enfance

III. 変化の要因

B. 福祉のアクターたち

多様な関係者の取り組みによってもたらされた変化

専門職、研究者:

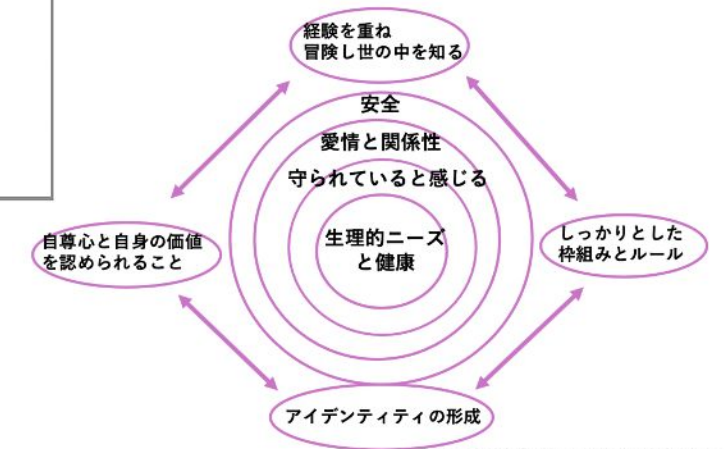
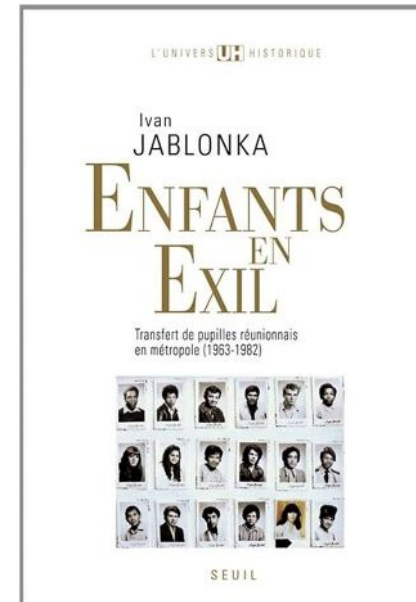
- ・ 失敗の反省

専門職団体:

- ・ CNAPE、CNAEMO など
- ・ グッドプラクティスの体系化と普及

若者当事者団体:

- ・ ADEPAPE、REPAIRS: 当事者の声を政策に届ける。

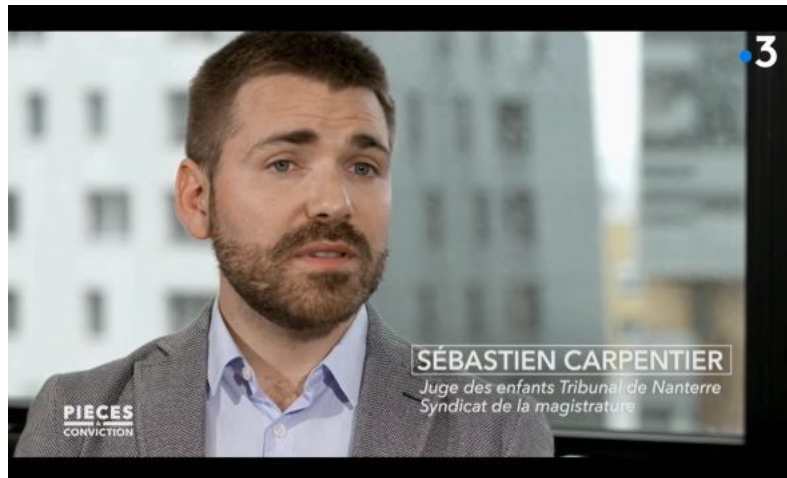




« J'ai envie qu'on me lise des histoires le soir et que l'on me fasse des câlins »



ENFANTS PLACÉS, ENFANTS ABANDONNÉS ?

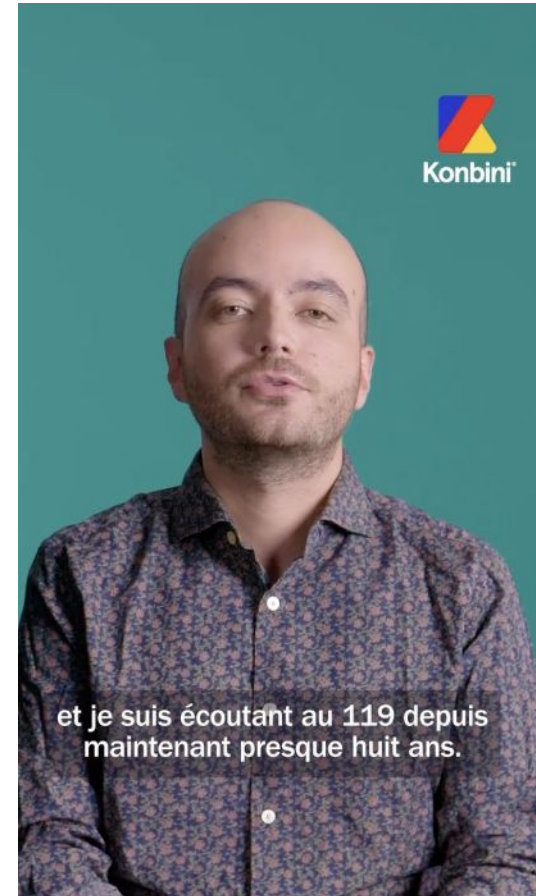



SÉBASTIEN CARPENTIER
Juge des enfants Tribunal de Nanterre
Syndicat de la magistrature


PIECES
à
CONVICTION












 konbini • フォローする
gouvernementfrとのタイアップ投稿
オリジナル音源

 konbini « Tout le monde peut appeler le 119, que ce soit des adultes ou des enfants, pour parler de situations préoccupantes, inquiétantes... ». Cyril est écoutant au 119 (le numéro d'urgence contre les violences intra-familiales). Il nous parle de son métier.
1日前 翻訳を見る

 cerize_fournier L'intention est bonne mais pour l'avoir vécu récemment, le système de protection de l'enfance ne protège absolument rien. La justice et les éducateurs sont parfois des catastrophes sur

いいね! 3796 件
1日前

III. 変化の要因

C. 法律

段階的に枠組みは変化した

- **1945年** – 1945年2月2日の少年非行に関する政令
 - 懲罰的措置よりも教育を優先
- **1970年** – 1970年6月4日親権法
 - 両親の親権の承認（父権の廃止）
- **1989年** – 児童の権利に関する国際条約
 - 権利の主体としての子ども
- **2007年** – 2007年3月5日児童保護改革法
 - 制度の構築（予防、早期発見、保護、コーディネート）
- **2016年** – 2016年3月14日児童保護法
 - 子どもの支援プロセスの安全確保（個人計画書、経過の安定、子どもにとって必要なこと）
- **2022年** – 2022年2月7日付け児童保護法
 - 信頼できる第三者、親子分離の代替措置

結論

1. 重要な進展:

子どもが権利の主体かつ主役として認められた
個別化され、子どもが参加する取り組み
対応の多様化

2. しかし、課題は大きい:

支援体制が飽和状態
専門職の疲労、質の維持が困難
適切な解決策の不足 → 場合によっては妥協的な対応あり
支援プロセスの安定性を確保するのが困難

3. 主要な課題:

理念から **実際の運用へ**
専門職に時間とリソースを確保する
家族や子どもの周囲の資源をより効果的に活用する

子どもが福祉の主役となるために 私たちにできること

どのように反省され、進歩に生かされているか：

報道：

<https://president.jp/articles/-/79273>

検証：

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001130074.pdf>

フランスだったら：

<https://akikoawa.com/wp-content/uploads/2026/04/ほのかちゃんがフランスにいたら.pdf>

子どもが福祉の主役となるために私たちにできることは..？